

津山市公共交通 IC カード利用促進事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、津山市内に居住する高齢者及び運転免許の自主返納者の交通の利便性を向上させるとともに、公共交通の利用を促進するため、I C O C Aカードのデポジット料を補助し、高齢者等の外出と健康で楽しく生きがいのある生活を支援することにより、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 路線バス I C カード交付申込日において 6 5 歳以上の者をいう。
- (2) 運転免許 道路交通法（昭和 3 5 年法第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 8 4 条第 1 項に規定する公安委員会の運転免許をいう。
- (3) 自主返納 法第 1 0 4 条の 4 第 1 項の規定により、公安委員会に運転免許の取り消しを申し、法第 1 0 7 条第 1 項により、自主的に運転免許証を返納することをいう。
- (4) 申請による運転免許の取消通知書 道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号。）第 3 0 条の 9 第 4 項に規定する通知書をいう。
- (5) 路線バス I C カード 西日本旅客鉄道株式会社が発行し、路線バス事業者が販売する I C カード乗車券「I C O C Aカード」をいう。
- (6) 販売窓口 津山駅北口広場交通観光案内所内 中鉄北部バス乗車券売場をいう。

(交付対象者)

第3条 路線バス I C カードのデポジット料の補助を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 路線バス I C カード交付申込日において、本市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 高齢者又は運転免許を自主返納した者

(事業の内容)

第4条 市長は交付対象者に対し、販売窓口にて路線バス I C カードを販売する際に必要なデポジット料 5 0 0 円分を差し引く。

2 本要領に基づくデポジット料の補助は、交付対象者 1 人つき 1 回限りとする。

(実施期間)

第5条 この事業の実施期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。

(申込の方法)

第6条 交付対象者は、販売窓口で本事業の申込を行う時に、津山市公共交通 I C カード利用促進補助金交付要綱第 3 条第 2 項に規定する申込書を提出し、その時次に掲げる書類を提示しなければならない。

- (1) 高齢者は、個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証やパスポートなど写真付きの本人確認書類で住所、氏名、生年月日が確認できるいずれか 1 種類の書類
- (2) 高齢者で前号の書類の写しが提示できない場合は、健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証、年金手帳、公的年金証書、住民票の写しなどからいずれか 2

種類の書類

(3) 運転免許を自主返納した者は、申請による運転免許の取消通知書

(4) その他市長が必要と認めた書類

- 2 交付対象者が、直接申込できない場合は、代理人が委任状と代理人の本人確認書類を提示して申込することにより、路線バス I C カードデポジット料の補助を受けることができる。

(デポジット料の補助)

第 7 条 市長は第 6 条により申込があった時は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、デポジット料の補助を行う。

- 2 デポジット料の補助は、販売窓口で路線バス I C カードを販売する際の料金を割り引きをもって行う。

3 交付件数は、予算の範囲内で市長が認める数とする。

4 紛失・破損などによる路線バス I C カードの再交付は行わない。

(交付の取消)

第 8 条 市長は交付対象者が偽りその他不正の手段により交付を受けた場合は、当該決定を取り消すことができる。

- 2 市長は前項の規定により交付の取消を行った場合において、補助額返還を命じることができる。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。